

農地・水・環境保全向上対策(新規)

1 趣旨

- (1) 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。
- (2) このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保安全管理が困難となってきた現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。
- (3) また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。
- (4) これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施する。

2 事業内容

- (1) 効果の高い共同活動への支援
社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する地域を支援。
【共同活動支援交付金 256億円】
- (2) 営農活動への支援
化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援。
【営農活動支援交付金 30億円】
- (3) 対策の定着に向けた支援の適正かつ円滑な実施の確立
本対策の定着に向けて、地域協議会及び地方公共団体が実施する推進事務等の適正かつ円滑な実施を確立。
【農地・水・環境保全向上活動推進交付金 17億円】

3 事業実施主体

- (1) 共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金
地域協議会(都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体)及び活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体)
- (2) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金
地域協議会、都道府県及び市町村

4 事業実施期間 平成19年度～平成23年度

5 補助率 定額

6 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額) 30,286百万円(-)

【担当課:生産局農産振興課環境保全型農業対策室、
農村振興局地域整備課中山間整備事業推進室】

農地・水・環境保全向上対策 共同活動支援交付金(新規)

1 趣旨

- (1) 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。
- (2) しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきている。
- (3) このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する必要がある、これらの資源の保全向上活動への支援を行うものである。

2 事業内容

- (1) 対象農用地
交付金の算定対象の農用地は、農振農用地。
- (2) 対象活動
市町村と活動組織が締結する協定に基づき、一定の要件を満たす農地・水・農村環境の保全向上活動。
- (3) 対象活動組織
多様な主体が参画した活動組織であって、一定の要件を満たす活動について、関係市町村と協定の締結を行った活動組織。
- (4) 交付単価
基礎支援
国の支援額について、国、地方、農業者等の役割分担を踏まえ、活動組織に対し、10a当たり次の単価を交付。

田	: 2,200円(都府県)	1,700円(北海道)
畑	: 1,400円(都府県)	600円(北海道)
草地	: 200円(都府県)	100円(北海道)

促進費(地域の取組の更なるステップアップに係る支援)
一定水準以上の高度な資源の保全活動、質の高い農村環境保全活動などの取組が行われる場合に交付。国の支援額について、国、地方、農業者等の役割分担を踏まえ、取組水準により、活動組織に対し、10万円/年、20万円/年を交付。

3 事業実施主体

地域協議会(都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体)及び活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体)

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成19年度~平成23年度

6 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額) 25,588百万円(-)

[担当課:農村振興局地域整備課中山間整備事業推進室]

農地・水・環境保全向上対策 営農活動支援交付金(新規)

1 趣旨

- (1) 環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。
- (2) こうした状況を踏まえ、農地や農業用水等の資源の保全向上活動と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援することにより、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上の促進を図る。

2 事業内容

(1) 対象地域

「農地・水・農村環境保全向上活動支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域。

(2) 対象活動

活動組織内の農業者が協定に基づき、集落等を単位として、以下の 及び を合わせて実施する場合に支援を行う。

環境負荷低減に向けた地域全体の農業者による取組

たい肥等の有機物資源の投入、浅水代かき等の環境負荷低減の取組を、集落等の対象区域のおおむね全ての生産者が実施

まとまりをもって環境負荷を大幅に低減する先進的取組

地域でまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減(原則5割低減)する等の先進的な取組を実施

(3) 支援内容

営農基礎活動支援

技術の実証・普及、土壌・生物等の調査分析等の環境負荷低減の取組に向けた活動経費として活動組織に交付する。国の支援額は、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、1地区当たり10万円。

先進的営農支援

先進的取組の取組面積に応じて活動組織に交付する(先進的取組を行った農業者への配分も可能)。10a当たりの国の支援額は、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、次のとおり。

・水稲	3,000円
・麦・豆類	1,500円
・いも・根菜類	3,000円
・葉茎菜類	5,000円
・果菜類・果実的野菜	9,000円
〔施設で生産されるトマト、きゅうり なす、ピーマン、いちご〕	20,000円
・果樹・茶	6,000円
・花き	5,000円
・上記区分に該当しない作物	1,500円

3 事業実施主体

地域協議会(都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体)及び活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体)

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成19~23年度

6 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額) 2,986百万円(-)

【担当課:生産局農産振興課環境保全型農業対策室】

農地・水・環境保全向上対策 農地・水・環境保全向上活動推進交付金(新規)

1 趣旨

- (1) 農地・水・環境保全向上対策が広く国民の理解を得て、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るといふ対策の目的を達成するためには、
明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保しながら行われること、
国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、
制度導入後も中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、
基準等について不断の見直しを行っていく必要があること等
から、農地・水・環境保全向上対策の実施に当たっては、本対策の趣旨の徹底、
明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件並びに対象活動の確認等が行われることが重要
である。
- (2) 本事業は、このような観点から、本対策の定着に向けて、都道府県、市町村及び地
域協議会が行う交付金交付等の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。

2 事業内容

- (1) 地域協議会推進事業
推進・指導
集落説明会の開催、計画の作成指導等
地域活動指針等の作成
交付事務
- (2) 都道府県推進事業
第三者委員会の設置、運営
地方裁量に係る方針作成
営農活動支援に係る技術的確認
- (3) 市町村推進事業
協定締結
協定の審査等
確認事務
書類審査、現地確認計画の策定等、現地確認

3 事業実施主体

- (1) 地域協議会推進事業
地域協議会(都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体)
- (2) 都道府県推進事業
対象活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成
される団体)が存する都道府県
- (3) 市町村推進事業
対象活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成
される団体)が存する市町村

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成19年度～平成23年度

6 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額) 1,712百万円()

【担当課:生産局農産振興課環境保全型農業対策室、
農村振興局地域整備課中山間整備事業推進室】